

○議長（中村 敦） 次は、質問順位 7 番、1、妊婦の支援拡充について。2、避難所と避難者について。

以上 2 件について、1 番 柏谷祐也議員。

〔1 番 柏谷祐也議員登壇〕

○1 番（柏谷祐也） 1 番、民希一進、柏谷裕也。

議長の通告に従い、趣旨質問をさせていただきます。

まず 1 つ目に、妊婦の支援拡充について。

全国的に医師不足や少子化に伴う経営難によって、出産施設が減少し、産科機能の一定の集約化が避けられない中、医療機関まで遠くなる妊婦が出てくるため、負担軽減を目的とした補助事業や緊急時の迅速な対応など、各自治体による支援や対策が進められています。

賀茂地域内におきましても、最後の出産・分娩取扱施設が 1 月末をもって分娩業務を終了したことにより、多くの妊婦は長時間かけて遠方の分娩施設で出産しなければなりません。出産間近の妊婦にとっては大きな負担となっております。

下田市におきましては、令和 6 年 12 月の補正予算にて、分娩施設への交通費、宿泊費の支援助成金、この 3 月の補正予算では、妊婦健診に係る交通費の支援が計上されております。さらには、4 月より下田消防組合と連携し、妊婦に関する情報を事前に登録いただき、消防本部へ情報提供を行うことで、当該医療機関へスムーズに搬送を目的とした妊婦情報事前登録制度の運用を検討していると聞いております。

その制度の運用につきましては、かかりつけの産科医療機関の医師や助産師の指示の下、緊急搬送条件に合致した場合のみ搬送を行うということではありますが、通常の救急業務の枠内において、患者情報を事前に把握するとして理解をしてよろしいのか、教えてください。また、妊婦の救急搬送要件に対し、どこまでが適切に対応できるのか、当局の見解を伺います。

一方では、緊急性を伴わない臨月の妊婦は、計画出産または出産兆候時には、分娩施設まで片道 1 時間以上の移動を強いられます。移動手段は自家用車が一般的であるが、必ずしもパートナーや家族がいるとは限りません。さらには、公共交通機関を利用した場合では、路線ダイヤの減少、陣痛タクシーもない中、移動にも困難が想定されます。

また、妊婦の中にはハイリスク妊婦や多胎児妊娠、妊娠合併症、胎児の体重超過等リスクが生じる場合、または母子ともに何らかの要因や命に関わる中で、安全を重視し、その適正分娩のタイミングを医師が判断するため、緊迫を要すると考えます。過去には、下田地区消

防組合管内でも、遠方の分娩施設へ救急搬送中に陣痛が進み、到着前に車内分娩により新生児を取り上げたとの報告もいただいております。救急車内であれば、隊員による適切な処理により命は救われますが、自家用車、公共交通機関を利用した場合は、適切な医療処置を受けられず、母子ともにリスクが高まる可能性がございます。

出産を控えた妊婦は、あらゆる想定外のことは考えられ、分娩施設までの距離や地域の実情を踏まえると、計画出産に対する搬送は必要ではないかと、2月17日の消防組合議会内でも計画搬送について一般質問させていただきました。

神奈川県事例になりますが、湯河原町では、下田市と同様に分娩施設が閉鎖され、出産間近になると近隣の小田原市や熱海市などの病院で分娩しなければならなくなりました。そこで、湯河原町に「マタニティ・サポート119」という、これ、いつかの質疑のときに岡崎さんのほうから最初話があったと思うんですけども、そうしたマタニティ・サポート119という、出産時の入院に関して妊婦や家族の不安を少しでも解消するため、必要な設備を備えた専用の車両が自宅から病院までお送りする、事前登録型サービスを開始いたしました。出産の兆候が始まったとき、または計画出産、予定日出産で分娩施設へ移動するときのいずれかに当てはまる場合に利用ができます。

使用する車両は、高規格救急車ではなく、サポート搬送車という救急用自動車に対応しております。同様の車両は、下田消防本部では車両整備は計画更新を行っているため、導入の検討は難しいと思われていますが、下田消防庁舎に配備されている2台のほか、1台の予備の高規格救急車を使用、救急隊員の人員配置についても、現状の人員にて計画配送であれば事前に把握できるため、救急業務への支障も最小限に抑えることができるのではないかと問いました。

しかしながら、本部の回答としては、地域住民が安心して出産を迎えるために、緊急時の対策案や計画的な搬送体系について、その重要性は深く認識しておりますが、必須とする通常の救急業務の運用を維持するために、必要最低限の人員体制と予算で編成している現体制を鑑みると、計画的な妊婦搬送を実施することは、本来業務に影響を与えるリスクが伴うため、現状での対応は厳しいと判断せざるを得ないことから、引き続き地域住民の安心や安全による救急体制を確保すべく、今後の妊産婦の出産の動向を注視し、十分な議論を重ね、対応を検討していきますとの回答でした。

先進地の計画搬送の運用事例では、新たに人員の増加などはせず、現有の消防職員の体制の中で搬送を行われております。救急車に乗務する隊員は、通常の救急業務に従事する以外

の隊員を予定、救急救命士や女性職員も乗務しております。また、火災発生時、出動が重複する場合には、当番者の対応に支障を来すため、招集された非番者などが乗務するなど、様々な状況を想定し、必要な措置を行っているようです。

今後の救急体制の運用につきましても、母子ともに安心と安全な出産ができるよう、下田市として消防組合へ引き続き協議していくべきではないかと思いますが、当局の見解をお聞かせください。

続きまして2番目、避難所と避難者について。

下田市避難所運営マニュアルによれば、大規模な災害が発生し、家屋の損害やライフラインの途絶等により、自宅での生活継続が困難な被災者が多数発生した場合、指定した公共施設等の指定避難所に市職員や施設管理者、自主防災組織等が主体となり避難所を開設しますが、突如として発生する災害に対し、職員の到着の遅れや被災などにより避難所の開設に遅れが生じ、職員を派遣せずに避難所運営に支障を来すなど、現実問題として市民だけで避難所の開設や運営ができるのか疑問に思います。

まずは発生直後から3日間、72時間の混乱期においては、住民自らが生き残るための最低限のことを自分たちで最優先して行う必要があり、事前に避難所となる施設を中心に、地域の自主防災組織や地域住民同士が連携しながら、主体として避難所開設・運営を行う体制を整えていくことが必要であります。

しかし、各地区の自主防災組織の避難訓練等では、防災に対する取組や認識が異なるように感じます。市民の中には、自分たちが避難する可能性がある学校付近のどこに防災備蓄があるのか分からない、被災者の受入れや安全確保の方法などを考えたこともない、そもそも鍵を開けるのが誰なのかという中で、当局が何とかしてくれるのではないかという思いで災害を考えている市民もいると聞いております。市民の声を踏まえた上で当局は、自主防災組織や市民との連携が必要であると考えます。

避難所に関して、昨年11月、避難指定所である下田中学校にて、平日の災害発生を想定し、避難者の受入れなどに当たるユニバーサル避難訓練が行われ、現地を視察させていただきました。中学生は避難所の運営側と避難者に分かれ、運営側では受付班・誘導班・保険班・設営班の4班に分かれ、それぞれ避難者の受付や誘導、パーティションや簡易ベッドの設置、携帯トイレやごみ箱の設置などを行い、避難者は乳幼児から妊産婦、高齢者、障害者、外国人、傷病者、遺児、ペットなど、様々な人が含まれた想定で、支援を要する人には担架や車椅子での介助等を行い、避難場所に誘導しておりました。現場は次々に押し寄せる避難者の

受付、避難者リストの作成、情報提供や注意事項の伝達、避難所運営ルールの方針、状況や要望を考慮しながら避難者の適正配置、通路やスペースの確保、物資の配置、トイレは感染症の蔓延防止策を行うなど、迅速かつ適切に対応しなければなりません。訓練がなければ、避難所の開設はとてもできないと私自身感じました。

あくまでも、下田中学校で行われた避難運営は一部で、実際の避難所開設に当たり、屋外避難希望者、傷病者、救助要請への対応、救援物資の要請と管理、食事や飲料水、毛布等の提供、避難所の環境整備、避難所運営本部の設置と組織化等々が加わってきます。

また、下田中学校は高台に位置していることから、広域の避難所となるため、多くの市民の避難が想定されることから、学校へ避難になだれ込んできた収容力を超える地域住民を受け入れられるのかと感じました。収容人数においても、1人当たりの面積は3.3平方メートル、体育館は490人、武道館は280人となりますが、実際に通路、パーティション、救援物資等の受入れを考えますと、収容人数は満たないのではないかと考えます。

また、昼間に災害が起これば、避難所指定管理を行うであろう教職員等は、避難所運営に入るのではないかと考えられますが、担任は、混乱を防ぐために生徒を教室にとどめ落ち着かせるなど安全確保が重要であり、その他職員は、防災マニュアル業務等に追われるのではないかと考えられます。文科省の学校防災マニュアルでは、情報通信網や公共交通機関等が麻痺し、保護者等の帰宅が困難な場合には、児童生徒を学校で待機させるなどの対応も必要になってきます。

また、学校施設が避難所となる場合について、避難所運営は、本来的には防災担当部局が責任を有するものですが、大規模災害時には一定期間、教職員がその業務を支援する状況が予想されます。この場合について、教職員の第一義的義務・役割として、児童生徒等の安全確保、安否確認等の業務に支障がないよう、あらかじめ地域住民や自治体等と学校が支援できる内容について協議しておくことが重要なことから、各学校を避難所とした場合において、対応についても協議が必要ではないでしょうか。

次に、下田市避難所運営マニュアルについては、現在、下田市は朝日地区をモデルとしており、令和3年3月に避難所運営マニュアルを策定されておりますが、先ほどのユニバーサル避難訓練での状況から見ても、実際の災害時の避難所開設や運営では、次々訪れる避難者の受入れの対応には、知識がなければ対応できるとは思えません。各地区による避難所運営訓練の実施や各避難所に開設手順や運営方法等、マニュアル資料を作成し配布すべきではないかと思います。さらには、避難所開設時に必要な資機材を事前に避難所へ配備する必要が

あるのではないのでしょうか。

また、広域避難所等に配備されている防災備品につきましても、大規模災害時の道路の寸断等により、備品輸送の困難が想定されるかと思われますが、できる限り施設収容人数に合わせ、均等に配布していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、要配慮者の方々の情報の入手や伝達、とっさの危険回避行動、避難時などにおける移動の困難といった状況から、大規模災害が発生した際には、特に被害が大きくなってしまいう可能性がございます。過去の災害では、要配慮者がとっさの危険から身を守れない、逃げ遅れる、命の存続に必要なものが入手できなくなるなど、災害発生時における様々な課題がございます。要配慮者の名簿を事前に地区の区長等に把握されておりますが、各地域の消防団の正副分団長へ要配慮者の名簿を配布することで、災害時の早期救助につながるのではないかと思います、当局の見解を伺います。

以上で、趣旨質問を終わります。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩してよろしいでしょうか。

○1番（柏谷祐也） はい。

○議長（中村 敦） 3時15分まで休憩します。

午後 3 時02分休憩

---

午後 3 時15分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開します。

当局の答弁を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 私からは、妊婦の支援拡充についてをお答えさせていただきます。

初めに、妊婦情報事前登録制度の運用についての適正化の部分になります。賀茂1市4町と下田地区消防組合で取り決めた妊婦サポート119は、賀茂圏域において分娩の取扱いが終了することに伴い、地域の妊婦の心身及び経済の負担を軽減することを目指して運用することといたしました。

利用に当たっては、事前登録の上、医師等の指示を受けた場合に救急搬送することとしております。妊婦の情報を事前に把握することにより、必要なときに迅速に対応することが可

能となります。

運用は、この4月1日からとなります。今後、実際に運用しながら適宜改善してまいりたいと思っております。

続きまして、計画搬送につきましてお答えさせていただきます。

計画搬送につきましては、検討の議論の中で、救急業務という範疇にそぐわないという理由から、当面は従来どおりの対応となってしまいました。今後、運用していく中で、こちらのほうも妊婦の状況や要望、消防の実施体制、受入れ病院等の状況などを検証して考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） 私からは、②の避難所と避難者についての中で、1番の避難所の開設・運営について、突如として発生する災害に対し、職員の到達や被災等により避難所の開設に遅れが生じた場合、市民だけでの避難所の開設や運営はできるのかという御質問にお答えさせていただきます。

令和6年2月発行の静岡県避難所運営マニュアルでは、避難所の開設は、各市町の判断に基づき、市町職員や施設管理者が中心となって、建物や周辺の安全確認を行い、安全な状態と判断した場合に開設を行います。また、避難所運営主体としては、立ち上げは各地域の自主防災組織等が中心となり行いますが、運営が軌道に乗り次第、避難所利用者中心の運営に切り替えることになります。災害の状況によっては避難所開設に遅れが生ずる場合もございますので、各地区の自主防災会と連携し、研修・訓練を重ねて、緊急時における柔軟な対応について検討してまいります。

続きまして、同じ避難所と避難者についての2番でございます。

避難所運営訓練について、事前に避難所となる施設を中心に、地域の自主防災組織や地域住民同士が連携しながら、主体として避難所を開設・運営を行う体制を整えておく必要がないかという御質問でございます。

12月の地域防災訓練や3月の津波避難訓練など、各地区の自主防災会を中心に防災訓練を実施しておりますが、避難所の開設から運営までを通した本格的な避難所運営訓練を行っている自主防災組織はございません。災害時には、避難所の運営は避難者が主となって行うこととなりますので、実際に開設や運営を行うことを想定した訓練の実施について、各自主防災会等の支援をしてまいります。

続きまして、3番でございますけれども、避難所の収容人数について、通路、パーティション、救援物資の受入れ等を考えると、想定収容人数には満たないのではないかと御質問でございます。

避難所の収容人数につきましては、建物内だけでは足りないことから、グラウンド等の屋外にアウトドア用のドーム型テントの配備を進めるとともに、現在は指定避難所となっていない学校校舎についても一時的な利用を検討するなど、想定避難者数を満たすよう充足を図っております。

続きまして、5番の避難所運営マニュアルについてでございます。

避難所の受入れの対応に、各避難所に開設手順や運営方法等マニュアル資料を作成し、配布するべきではないかという御質問でございます。

各地区において、地域の特性を踏まえた避難所運営マニュアルを作成することは、大規模災害発生時に、避難者同士が混乱することなく避難所の開設・運営をすることにつながります。そのためには、実際に避難をする地域の方々が、どのような運営方法が実用的であり、効果的であるかを考え、作成する必要があると思います。今後、静岡県の避難所運営マニュアルや避難生活の手引き等を活用しながら、自主防災組織と連携し、避難所運営マニュアルの作成に協力してまいります。

続きまして、6番でございます。

避難所への備蓄品の配備と備蓄数について、広域避難所等に配備されている防災備品について、できる限り施設収容人数に合わせ均等に配置するべきではないかという御質問でございます。

避難所への備蓄品の配備につきましては、食料や飲料水を中心に毛布、パーティション、アウトドア用テント、簡易ベッド、簡易トイレ等の避難生活に必要なものを振り分け、各地区の避難所となっている体育館や学校校舎内へ分散備蓄ができるよう、学校側と協議を進めており、協議が調ったところから配備を行っております。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私からは、避難所と避難者についての災害発生時の学校の対応支援内容についての中で、自治体等と各学校が避難所とした場合において、対応についても協議をしておく必要があるんじゃないかという御質問にお答えいたします。

各学校における避難所運営への対応につきましては、各学校で作成されている地震防災応

急計画に明記されております。避難所運営における支援体制も示されているケースもありますが、議員御指摘のように、先生方は、まず児童生徒の安全確保及び保護者への引渡しが優先されます。地域の防災組織と学校側とでどう協力するか、その内容をあらかじめ確認しておくことが重要と考えておりますので、防災安全課と協力しながら訓練実施と連携して進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 私からは、2点目の御質問で、避難所と避難者についての中で、消防団の正副分団長へ要配慮者の名簿を配布することで、災害時の早期救助が可能ではないかという御質問ございました。これについてお答えをいたします。

要配慮者の名簿につきましては、地域の区長、自主防災組織、民生委員・児童委員、下田市社会福祉協議会に配布してございまして、平常時から見守り活動など、地域の支援体制づくりにお役立ていただいております。名簿の記載情報は個人情報となることから、要配慮者に該当する方にはあらかじめ確認を取り、支援関係団体に情報提供することに同意をいただいた方のみ掲載した名簿をお届けしております。

要配慮者の避難等の支援にはマンパワーが必要で、幅の広い協力をいただくことが重要となり、消防団への名簿配布は支援体制の強化につながることを期待されますが、災害発生時における消防団の活動のほか、個人情報の管理や活用等について、消防団等関係者も御意見を確認しながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 柏谷議員。

○1番（柏谷祐也） 御答弁ありがとうございました。

ここから、最初のちょっと順番が前後してしまうんですけれども、避難所と避難者についてのほうからちょっとやり取りをさせていただきたいなと思います。

まず学校教育課のほうなんですけれども、今回中学校で行われたユニバーサル避難訓練での教職員の意見の中で、避難所が開設されて受入れをする際、最終判断を下すところがなく、情報の共有がない中、避難所の運営は困惑することが予想されとの御意見等もございました。避難所に指定された学校施設管理者が避難所を開設することはやむを得ないと思いますが、災害時、学校においてやはり優先すべき業務がございます。避難所の運営支援には限られた職員でまた行われるかと思われますので、その辺もよろしく願いいたします。

少し資料を、楠山議員のほうからいただいたんですけども、その災害時の引き渡し、引き渡さないというところで、これ賛否あるそうなんですけども、その中でも石川県のほうなんですけど、津波警報発令時などは引渡しは行わず、学校の管理の下で保護すると明記しているようです。それは、担当者は、津波到着までの緊急判断が迫られる場合に、1秒でも迷わないようにしなければならないということで、判断基準の重要性を再確認しているところもございますので、その残すほうがいいのか、返すほうがいいのかっていうのは時と場合と多分違うと思うんですけども、そういったところも今後考えていく課題点であるのかなと思います。

また、平時から避難所の開設や運営等について実際の災害時にどこまで協力できるのか、ある程度の範囲を取り決めることで避難所の開設や運営体制なども見直されていくのかと思いますので、今後も防災安全課協力の下、学校側と協議をお願いいたします。

次に、福祉事務所長、御答弁ありがとうございます。

先ほど御答弁で意見をいただいて、消防団のほうと御意見を伺いたいということなんですけども、消防本部の分団長会議等がございまして、そちらのほうでどのような支援ができるのか、また実際に活動している団員等から意見を聞き取るなど、そういう機会がございましたらよろしくお願いします。

要配慮者の個人情報の取扱いについては、十分な課題があるのも十分認識しております。名簿情報から平時からの地域の消防団に提供され、避難支援計画が作成されていたことから、円滑かつ迅速に避難支援等が行われ、人的被害が軽減した自治体もあるそうです。下田市の災害対策本部での消防団の位置づけでは、避難地への誘導や救助活動等もございまして。その中で、災害対策基本法第49条の中にあるんですけども、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときには、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援関係者、その他の関係者に対し名簿情報を提供することができることから、災害時は必要に応じて要配慮者の救助要請のために消防団への名簿が提供されるのか、その辺をちょっと聞かせてください。

3つ目に、防災安全課長、御答弁ありがとうございます。

3点ほど再質問させていただきたいんですけども、市職員の到着の遅れが生じた場合について、避難所開設時に運営に必要な備品も届かないことが想定されるため、事前に各避難所に常備していく必要があると思いますが、その考えをお伺いします。

また、避難所運営マニュアルの作成や避難所運営訓練について、今後のマニュアル作成の

協力や各自主防災会への訓練の実施等の支援をいただけると、前向きな回答をありがとうございます。

訓練を通じてどのような運営方法が実用的なのかを考え、マニュアルを作成していくとなると、長期にわたるのではないかと考えます。災害はいつ起こるか分かりません。自主防災組織を中心とした初動期の対応について、各運営班の役割や手順など避難所開設や運営がスムーズに行えるよう、最低限必要な資料を作成いただき避難所に備える、または掲示することで、いつでも混乱を未然に防ぐことができるのではないかと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

3つ目に、今後の備蓄品の振り分けについて。現在、備蓄品が敷根倉庫、旧白浜保育園に集中する中、令和7年度はどの程度の備蓄品を振り分けていくのか、また、体育館や学校校舎内へ分散して備蓄できるよう協議を進めているとのことですが、各学校によって空きスペースは限られるため、その他備蓄保管場所は検討しているのか、お伺いします。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 私からは、要配慮者名簿について、災害時には必要に応じて消防団に情報提供がされるのかというような御質問がありましたので、これについてお答えいたします。

下田市の地域防災計画では、災害発生または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援者等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供するとしてございます。

議員の御意見のとおり、消防団は要配慮者支援の一翼を担う団体ということになります。ですので、必要に応じて名簿情報を提供するということになってまいります。

以上です。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） 私からは、市の職員の避難所に到着の遅れが生じた場合、避難所開設時の運営に必要な備品も届かないので、事前に避難所に常備していく必要があるんじゃないかという御質問と、それから、避難所運営マニュアルの作成とか、あと避難所運営訓練について、自主防災会等を中心とした初期の対応、それから、避難所開設や運営がスムーズに行えるよう最低限の資料とか、そういったものを各避難所に備えることで混乱を防げるんじゃないかというような御質問だと思います。

こちらにつきましては、各避難所に配備している備蓄品と併せまして、静岡県の避難所運

営マニュアルを参考にいたしまして、避難者受入れ時に必要となる様式とか衛生用品等の消耗品、それから、避難所開設から立ち上げ、運営に関する、簡易ではございますけれども、役割分担表等を自主防災会と協力いたしまして作成して、自主的な避難所運営への意識を高めていきたいと考えてございます。

続きまして、今後の備蓄品の振り分けで、令和7年度はどの程度の備蓄品を振り分けていくのかと、それと、各学校によって空きスペースは限られていると、その他備蓄の保管場所というのを検討しているかという御質問でございますけれども、毎年定期的に備蓄品の見直しと確認をしてございまして、令和7年度で整備する備蓄といたしましては、食料ではパンやアレルギー対応、御飯合わせて2万8,000食、飲料水500ミリリットルを5,000本、乳幼児用液体ミルクを240本購入いたしまして、各避難所とか備蓄倉庫に配備してある賞味期限切れになるものと入替えを行う予定でございます。

また、避難所用備品といたしまして、除菌用消毒剤500ミリリットル60本、避難生活用テント36張、自動式ラップトイレを12基は、新たに追加するものといたしまして広域避難所となる学校等へ振り分けていきます。

学校以外の備蓄品の保管場所につきましては、遊休施設の活用や新たな防災倉庫の設置を含め、検討してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 柏谷議員。

○1番（柏谷祐也） 御答弁ありがとうございます。

福祉事務所のほうから、災害発生または発生のおそれが生じた場合のみに必要に応じて提供しますということですが、災害方法が少しやっぱり懸念されるところであるのかなと思われます。能登半島地震では、全域が被災のために指示が出せなかったとの報告もございました。また、主要道路のほか、緊急車両が通る緊急輸送道路も多く寸断されたため、初期の段階で常備消防の救助活動等にも支障を来したとも聞いております。

このような常備消防が災害現場にたどり着けない場合でも、消防団であれば、基本は地元で中心に活動しているため、災害現場にいち早く到着ができ、日々の地域に密着した活動の経験を生かして消火活動、避難誘導、救助活動、倒壊家屋からの数多くの人々の救出など、幅広い活動に従事していただいたそうです。こうした活動により、地域密着性や今後の大きな要員動員力に消防団の役割の重要性が再認識されるところでもございますので、そうした実情も踏まえ、今後の幅広い支援や情報提供のほうを検討いただけたらと思います。

次に、防災安全課長、ありがとうございます。

避難所運営に関する役割や分担については、避難所施設として安全が確立されれば、市職員は避難管理者と協力して避難所の開設を行い、避難所運営主体として立ち上げから運営は、各地域の自主防災会等が中心として行われるかと思われますが、複数の地区の自主防災会が集まる指定避難所の場合には指揮を執る責任者は誰になるのか。これ結構いろいろ僕も調べたんですけど、はっきりやはり決められてないところが多いのかなと思います。

避難所の運営が軌道に乗ればそれなりの運営はできるかと思われるんですが、開設当初は指揮を執る責任者を誰にするのか決まっていなくて、自主防災会同士のトラブルを招くかと思われる。そうした場合、その施設管理者が権限を持たないままに運営することになり、抜けられなくなることも想定されるのではないかなと思います。そのため、平時からのその訓練や体制づくり、マニュアルも考えていただけたらということで、そちらのほうも御協力をお願いいたします。

また、備蓄品や避難所用資機材に関しましても、多くの市民を対応する備蓄の保管場所の確保が非常に厳しいのではないかなと思います。防災倉庫を買うお金もなかなか難しいのかなというところで、現状の施設をうまく有効活用していただいて備蓄品の分散をお願いいたします。

また、災害となると道路の寸断等により各保管場所の備蓄品の輸送が困難である、または輸送する車両さえ使えるか分からない、そういった現状も想定されるのではないかなと思います。過去の大規模災害を見れば、予想をはるかに超えるような現状が起きているため、そうした想定される状況も視野に入れて、難しいとは思いますが、防災時の対応についても考えていただきたいと思います。

最後になりますが、避難所の運営には地域の方々の協力が欠かせません。しかし、何の備えもなく突如集まった人たちが、自分自身も被災した厳しい状況の中で避難所運営するのは、とても難しいことだと思います。

避難所運営における課題や改善の方法は、過去の災害からある程度明確になってきています。平常時から避難所運営マニュアルの設備や避難所の開設、運営訓練を繰り返し行うなど、いざというときに動ける人づくり・組織づくりに日頃から取り組むことで、災害時でも行動範囲と視野が広がり、円滑な避難所運営ができるのではないかなと思いますので、今後も防災安全課のほうにて御協力のほうをお願いいたします。

ここで、避難所と避難者について終わります。

次に、妊婦の支援拡充についての答弁ありがとうございます。市民保健課長がおっしゃる、その救急業務という範疇にそぐわない、その表現自体がいかげんなものなのかなってというのは僕は思うんですけども、こういう言い方をしたら、消防本部が聞いたら賛否があると思うんですね。その辺についてお答えください。これは一問一答でお願いします。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 妊婦サポート119につきましては、柏谷議員のほうもかなりいろんな御尽力されていただき、ありがとうございました。

今回、この妊婦サポート119をどのような形でやるかっていうのを関係機関、1市4町、あるいは消防組合で、あと先進地の事例を基にかなり研究をさせていただいたところになります。ただ、その先進地との違いという部分で、特に熱海とはこの範疇が、搬送の範囲が60分以内と以上というところで大きく異なるところがありまして、この賀茂の状態を鑑みたときにどうするかというのをかなり皆さんで議論させていただいたところと、あと必要であれば医療機関のほうにも相談をさせていただいております。

今回、いろんな賀茂の町の中でも意見がありまして、必要最低限のところ、ある程度一致しないと消防本部のほうも運用に困るということがありましたので、どこまで取り決めてやるかというのをかなり議論させていただきました。その中で、ここまでやったらいいとか、あそこまでやりたいとかっていうところがあったんですけども、今回この時間的な、4月からやりたいという運用の部分もありましたので、できる限り消防に負担がかからない程度のところでやりたいということで、救急の範疇にあるものを取りあえず取り扱って、今後の展開を見ていこうじゃないかというところに収まったということで、ちょっと答弁の言い方がまずかったところがあるかもしれないですけども、一応そういうことで決まったということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 柏谷議員。

○1番（柏谷祐也） すみません、私のほうも言い方がちょっと失礼で、大変申し訳ございませんでした。

熱海が60分以内ということで、こちらで言うと1時間以上かかってしまうという中で、医療機関にも相談したということなんですけれども、こういった内容を相談されたか、ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏）　今回、臼井医院が分娩の取扱いをやめるというところがありますので、事前に11月の頃から関係機関と話をさせていただいておりまして、特にこの妊婦サポート119につきましては熱海が先進地だということで、担当の消防、あるいは役所のほうとかにも話をしながら、今後この対象となる伊東市、あるいは伊豆の国市という話になりますけれども、そちらのほうともどんな形で対応したらいいかというのを話をさせていただきました。

受入れ側の事情もありますし、運ぶ側、消防の責任というか、その役割もありますので、こちらの中でどこが適当かというところを条件を合わせていただいて、今回、賀茂1市4町、あるいは下田地区の消防組合でどこまでできるかというのを話をしながら、必要な搬送する医療機関のほうにも、一応こんな形でやりたいんですけれどもどうですかっていうところはお話をさせていただいてますので、そういう形で協議を進めさせていただいているところになります。

以上です。

○議長（中村　敦）　柏谷議員。

○1番（柏谷祐也）　取決めの中で、1市4町の中で計画搬送に対して賛否があったのかないのか、教えてください。

○議長（中村　敦）　市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏）　計画搬送に対する意見の賛否っていうところが、どこがどこだったかっていうのちょっと今あの資料を持ち合わせてないのであれなんですけれども、消防を気遣ってここまでしかやりたくない、ここまでできないんじゃないかとか、あとは条件が合えばできるんじゃないかっていうやはり議論がありまして、その中で、やはり一枚岩にならないと消防のほうも困るということがありましたので、今回はできる範囲というところのレベルを決めさせていただいたという形になります。

以上です。

○議長（中村　敦）　柏谷議員。

○1番（柏谷祐也）　その1市4町の中で、消防もここまでできないとか、そういった中で、もしこれが仮にそろってたとした場合は、消防のほうはどういう反応だったのか教えてください。

○議長（中村　敦）　市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏）　直接消防組合の議論を見ているわけではありませんので、聞い

てる範囲というところも併せて加味していただければと思いますけれども、議論をやっている中で、もちろん計画搬送の事例がありますので、そちらのほうも検討はさせていただきまして、できるできないというのを消防の中でも議論がありました。この中で結局、消防のほうの意見、我々町のほうの意見、行政側の意見とかっていうのをいろいろ鑑みた上で、今回結論が出たということになりますので、そういう形だということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 柏谷議員。

○1番（柏谷祐也） そうしますと、大変だとは思いますが、今後計画搬送については僕、申し訳ないけど必要だと思うんですね。その中で基本的に、今言ったらあれかもしれないですけど、下田市と南伊豆町さんが中心となって動いているわけじゃないですか。周りの構成市町がどう思っているのか分からないですけど、こちらとしてはその搬送はすごく助かることはございますので、引き続き保健課長とか、そういった方々と多分中心でお話していくのかなと思うんですけれども、その辺で協議できるかできないか、お答えください。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保険課長（吉田康敏） 我々、保健を携わる部門としましては、妊婦の状態をより観察して、妊婦たちの要望、あと状態をよく見ながら、どういうものが必要なかをちょっと鑑みながら検討していきたいと思います。これを踏まえて、また消防組合のほうとも協議をする場があれば、一緒に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 柏谷議員。

○1番（柏谷祐也） ぜひよろしくお願いいたします。

では、次に移らせていただきます。

計画出産で最も近い分娩施設に事前に宿泊される方について最大14日分の宿泊費の支援を行うということで、少し気になったのが、多分以前にも僕お話ししたかなと思うんですけれども、お子様を抱える妊婦さんである場合に、一時保育であったり学童であったり、そういったところの、妊婦の入院があるから受け入れてほしいという条件での枠組みで確保されているのかされていないのか、教えてください。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 今、下田保育所のほうで行っている緊急一時保育というのがあ

ります。ただ、これが連続でとか、その辺がちょっと週3日までなものですから、3日前の予約という中で、そこでどのぐらい対応ができるのかっていうところはちょっと難しいところがあるのかなと思うんですが、ただ、今現在、1日一組という形でしか運用ができてなくて、いろんな冠婚葬祭であつたりだとか、いろんなニーズがありまして、かなりここも正直増やしていきたいなっていうことは考えているんですけど、それがどういうふうに対応していけるのかというところまでは正直、まだ検討していないものですから、今後また検討していければというふうに思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 市民保健課のほうでは今回、分娩に伴う宿泊施設の手配のほうをいろいろと調べさせていただいてまして、宿泊施設によっては計画的にというか、分娩時よりも少し前に宿泊をして、御家族を伴って宿泊してもいいよっていうところもあります。あと、行く病院によっては御家族の付添いも含めてできるよというところもありますので、ちょっとケース・バイ・ケースになるかもしれませんが、御相談していただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 柏谷議員。

○1番（柏谷祐也） 御答弁ありがとうございます。

基本的な考えで、すみません、僕が間違ってたらあれなんですけど、こういったいろいろ臼井さんがなくなるために遠方に行かなければならない、それを支援しますまではいいんですけど、そこから先、例えばそこに入院される、輸送されるっていうときの絶対的に必要となる保育のところの部分の確保までなぜされてなかったかっていうのは、知っていましたら教えてください。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 今回、臼井医院の分娩取扱い終了の部分は聞いて、その事情を確認し、関係機関に相談しながらどういう対応をしようかってところをやっていた中で、我々保健の部門としては、まず妊婦の状態を確保するのが第一だという、最終的には命に関わる部分っていうところもありますので、そちらのほうを優先させて協議させていただいて、ちょっと庁内の議論が少し手薄だったかなっていうところは反省にありますので、今後、早急に考えていきたいと思います。

○議長（中村 敦） 柏谷議員。

○1番（柏谷祐也） 次の質問に行かせていただきます。

次は、陣痛が来て、かかりつけの医療機関等への連絡、受診するように言われて、よくある、まだまだですねって帰される場合もあるかと思われるのですが、陣痛であっても必ずしも医師の指示が救急でない場合、事前登録制度の利用条件ではないとなると、その妊婦は自力で自家用車または交通機関を利用して医療機関まで伺うのか、教えてください。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 今回、今の御質問につきましては、医療機関のほうの部分に相談をさせていただいております、実際に今度は距離が、時間が長くなるという部分がありリスクが高くなるので、なるべく早めの対応をしようということで話はしております。

なので、ちょっと医師の判断によるかもしれないですけども、やはり妊婦から連絡があった場合は、ちょっと様子を見て早めにどうだとかっていう話にはなると思いますので、そういう形で運用ができる、ただ、救急の搬送になるかって言われると、ちょっとそこは微妙に難しいかなとも思いますので、そういうときにできる限り今度対応できるような方策をまた考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ここで、会議時間を延長します。

柏谷議員。

○1番（柏谷祐也） この妊婦サポート119、これ産業厚生委員のほうからちょっと頂いたんですけども、この妊婦サポート119がすごく曖昧で、利用条件が出産兆候、その破水とか始まったときで、その出産のために救急搬送が必要なとき、その他急な強い痛みや張りなどがあるんですけど、その後に医師等が救急搬送を必要と認めたときで、下に使い方事前登録確認利用ってなるんですけども、これはかかりつけの医療機関等へ連絡して、医師の指示を仰いで、医師が救急車に連絡してくださいと、そういった場合に使えるってことですよね。そうすると、この利用条件が何かすごい書いてあることが曖昧にわざとなってるのかなっていうところで、何かしら多分これ理由はあると思うんですけども、その辺について教えてください。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） こちらの条件につきましては、先進地熱海だけではなく全国各所いろんなところにあるんですけども、そちらの条件を見させていただいて、なおかつどんな形で運用されているんだってところもちょっと相談させていただきながら、書き方として

というか、条件としてこういう形で示せばそれなりに対応ができるのではないかとということで今回、こういうふうにさせていただいております。

もちろん緊急要請をされる妊婦さんが体調の変化がある場合に、医師に相談しながら、あるいは救急に連絡しながらという形になりますので、むげに断ることはほとんどないとは思いますが、一応条件としてはこういう形で書かせていただいて、あとは利用の範疇の中で判断していただくという形になります。

以上です。

○議長（中村 敦） 柏谷議員。

○1番（柏谷祐也） このチラシというのは問合せ先が、皆さん各健康増進課とか福祉課が入ってますけれども、これ1市4町で統一されているので、もうこれは訂正がしないということですね。分かりました。

これ多分すごく急に物事が進んでいるため、結構見直すことって多分あるかと思われるんですね。これ僕が言うことじゃないかと思うんですけども、そういったところもきちんと精査していただいて事業の執行に当たっていただけたらと思います。

1個最後、僕が計画搬送についての要望じゃないですけど、そういったこととお話ししますと、救急要請のうちの出産のため陣痛、破水といった属性で適正であるか否を判断することはないかと思うんですね。これ調べて出てきたところがちょっとあったんですけども、救急車はあくまでも本人や周囲が緊急であると判断して出動を要請するものみたいです。緊急度の判断がつけられない以上、陣痛、出産のためだから呼んではいけないということはありません。ただし、適正利用と言えない救急車の出動要請が問題になっていることも事実であります。何が適正で、何が適正でないかの判断はなかなか難しい問題であると考えます。

市民保健課長の最初の答弁でございました、医師等の指示を受けた場合に救急搬送をすると言言されていましたが、考え方によって、医師が電話口で救急でないと判断し、先ほどちょっとお話ししましたが、妊婦自身は救急搬送であるが我慢して、事態が急変してしまうケースも出てくるかと思われます。

皆様も聞いたことあると思いますが、よく「妊婦は病気じゃない」と、そうしたことから救急車をためらう方も多くいると聞いております。医学的に正常であっても、女性にとって体の免疫細胞が胎児のことを異物とみなして攻撃してしまわないように、妊娠中は体が免疫力を落とすみたいです。さらには、妊娠中はふだんなら出ないような弱い感染症でも、合併症を起こして重症化してしまう可能性があります。また、妊娠前には軽症で済んだ感染症

や転倒も、妊婦であると、妊娠前とは違い感染症や転倒が引き金となり胎児の死亡、母体の大出血につながる可能性がございます。妊婦であること自体が命に関わるハイリスクを背負っているということを考えていただきたいと思います。

妊娠中の9か月間の体は、胎児の発達により妊婦には様々な変化が起こります。実際に月に一度の定期検診が必要なぐらい、妊婦の女性の体はそれまでと違う体になっていくってことなんです。そのため、母子ともに命に関わる重さは、救急を要することと変わらないと考えます。賀茂地域から分娩に対応する医療機関がなくなった今、子供を産みたいと考えている人たちのためにも、計画搬送については引き続き考えるべきではないかと思ってこの一般質問をさせていただきました。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（中村 敦） これをもって、1番 柏谷祐也議員の一般質問を終わります。